

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

**【趣旨】**

この条例は、地方自治法第16条の規定に基づき、本市の条例、規則の公布の手續等を定めるものである。

**【解説】**

条例は、公布することによって効力を生ずる(参考:最判昭和25.10.10)。地方自治法第16条第4項では、条例の公布に関し、必要な事項は、条例で定めなければならないとし、同条第5項において、規則等にも準用している。これに基づいて、本市における公布の手續等を条例で具体化するものである。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨および年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、掲示場に掲示して行なう。

**【趣旨】**

条例の公布の際の必要事項を規定したものである。

**【解説】**

(第1項関係)

条例の公布の際には、「 条例を公布する。」と「公布の年月日」の記入に加え「市長の署名」を必要とするものである。なお、地方自治法第16条第4項に「当該地方公共団体の長の署名」とあるように、条例の公布に際しての市長の署名については法定されているが、これは長の制定責任を明確にするものであって、ゴム印や記名押印(公印)によることはできず、自署が要求されるものである。

(第2項関係)

条例の公布は、公報に掲載するか、掲示場等に掲示することで行うのが一般であるが、本市では掲示場への掲示によることを規定するものである。本市の掲示場は、大和市掲示場設置規程(昭和35年大和市告示第55号)に定めており、本庁舎の正面に位置している。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

**【趣旨】**

第2条に規定する条例の公布の手續を、規則にも準用するものである。これにより規則の公布の際にも、条例と同様に「規則を公布する。」「公布の年月日」の記入と「市長の署名」を必要とするものである。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日および市長名を記入して、市長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

**【趣旨】**

規則以外の市長が定める規程(訓令など)の公表の手續を定めるものである。

**【解説】**

地方自治法第16条第5項では、規程(訓令など)の公表に際しても条例の規定を準用するものとしているが、法令又は条例に特別の定めがあるときは、この限りでないとする。この条例による特例を定めたのが本条である。具体的には、第1項で、規程の公表の際には、市長の署名でなく、市長名(記名)及び市長印(公印)の押印によるものとしている。また、第2項において、規程の公表は、条例や規則と同様に掲示場に掲示することを規定するものである。

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は、市の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、第2条中「市長」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

**【趣旨】**

第2条及び第3条の規定を、市長以外の機関の定める規則や規程の公表における手續にも準用するものである。

## 【解説】

本条でいう、「市の機関」とは、教育委員会などの行政委員会や、監査委員、議会事務局、消防本部などであって、これらの機関が規則や規程を定めて公表する場合は、それぞれ第2条、第4条の規定を準用するものであり、同様に掲示場に掲示するものである。

(規則および規程の施行日)

第6条 市長の定める規則もしくは規程または市の機関の定める規則もしくは規程は、当該規則または規程をもって特に施行期日を定めることができる。

## 【趣旨】

規則等の施行期日は、当該規則等に定めることができるとするものである。

## 【解説】

地方自治法第16条第3項では、条例は、特別の定めがあるもの以外は公布の日から起算して10日を経過した日から経過した日から施行するものとされ、同条第5項で規則や規程にも準用されている。ただ、同項では、法令又は条例に特別の定めがあるときは、この限りでない旨を規定しているため、この第6条の規定により、規則、規程の施行期日は、それぞれ当該規則、規程に定めることができるようにしたものである。

## 【参考】

なお、この条例には規定されていないが、条例、規則、規程以外で、公示行為が必要なもの(告示や公告)については、大和市公告式規則(昭和49年大和市規則第27号)に定められており、「公示の年月日」及び「市長名」を記入し、「市長印」(公印)を押印するものとされている。

## 【参照条文】

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号) 抜粋

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

3 条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

5 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。